

被扶養者になるための条件 1 ~ 6

1. 被保険者から見て三親等内である

被扶養者として認められる家族の範囲は、三親等内の親族に限られます。
また、同居・別居により、条件が異なります。

2. 国内居住要件をみたす

「国内居住要件を満たす人」とは、日本に住所（住民票）がある人です。
ただし、国外居住でも留学、単身赴任の場合は例外となることがあります。

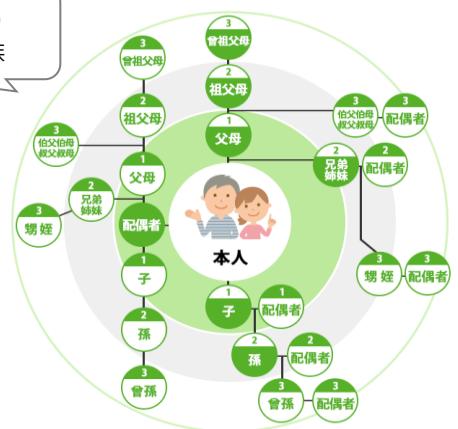
3. 生計維持されている

被扶養者の生活費を被保険者が主に負担している必要があります。
被保険者の収入によって被扶養者の生計が維持されているかを確認します。

4. 収入の条件 ※厚生労働省の通達により決まっています

収入が以下に収まることが条件になります。収入には、公的年金、企業年金、
雇用保険の失業給付、傷病手当金、出産手当金等を含みます

被保険者 = 本人（従業員）
被扶養者 = 扶養に入る家族



<収入の条件① 収入金額>

対象者の年齢	年間収入	月額収入(給与・年金等)	日額(失業給付など)
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障がい者※	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

※障がい年金をうけられる程度の障がいをさします

<収入の条件② 被保険者との世帯関係・収入>

同居の場合

被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であることが必要です。

別居の場合

被扶養者の年収が被保険者の送金額未満である必要があります。別居の場合は、被保険者→被扶養者への生活費の送金が必要です。被保険者からの送金により被扶養者の生計が維持されていることを確認します。

・必要送金額

年齢 \ 年収	収入なし	収入あり
60歳未満	月10万以上	被扶養者の収入以上かつ 被扶養者の収入と合算して10万以上
60歳以上	月15万以上	被扶養者の収入以上かつ 被扶養者の収入と合算して15万以上

・送金方法

毎月送金が必要です。方法は銀行振込、現金書留など。誰から誰へ、いくら、いつ送金したかが確認できる必要があります。

※手渡しやまとめての送金は認められません。

同居とは？

被保険者と同居・家計を同じくしている状態をいい、出張や入院は一時的な滞在であり同居とみなされます。ただし、住所が同じでも、住所表示が異なる場合（マンション等の号室違い、同じ敷地内の別棟や区分住宅など）は別居となります。

5. 子どもは両親のうち収入の多い親の扶養に入る

共働き夫婦など、被保険者が配偶者と共同して子を扶養していることを“夫婦共同扶養”といいます。この場合は、子は年間収入の多い方の扶養に入ります。年間収入は、過去・現時点・将来の収入から今後1年間の収入を見込みます。

6. 子ども以外の家族も優先扶養義務者を確認します

母や父・きょうだい等を扶養に入れたい時、他に優先扶養義務者がいないかを確認します。対象者との続柄や収入、生活費の負担割合などから誰の扶養に入るかを総合的に判断します。

こんな時は扶養削除の手続きが必要です

以下に該当する場合は、すみやかに扶養削除の手続きが必要です。手続きのご案内をいたしますので、当組合へ電話にてご連絡いただきますようお願いいたします。扶養削除の手続きが遅れ、その間に当組合の保険証を使用した場合、後日医療費の精算が発生しますのでご注意ください。

1. 被扶養者が就職したとき
2. 被扶養者が勤め先の健康保険に加入し新しく保険証を受け取ったとき
3. 被扶養者の収入が増えた時（月あたりの収入上限を超えた時）
4. 離婚・死亡したとき
5. 同居条件の被扶養者と別居したとき